

立川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）の一部改正に伴い、個人情報の定義を明確にするため。

立川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

立川市個人情報保護条例（平成元年立川市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護及び適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、市民の基本的な人権を擁護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) <u>個人情報</u> 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人情報（<u>個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。</u>）の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護及び適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、市民の基本的な人権を擁護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) <u>個人情報</u> 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、<u>実施機関又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が管理する文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第17条の2第1項において同じ。）その他これらに類するもの（以下「文書等」という。）に記載されるもの又は記録されたものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</u></p>

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもののうち、公文書（立川市情報公開条例（平成12年条例第49号）第2条第2号に定める公文書をいう。以下同じ。）に記載されているものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

(6) 電子計算組織 電子計算機及び端末装置を使用し、与えられた一連の処理手順に従って事務を自動的に処理する組織をいう。

(7) 個人情報システム 電子計算組織により保有個人情報を処理する方法をいう。

(3) 公文書 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項及び第3項に規定する一般職及び特別職の職員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、広報、書籍その他不特定多数の者に配布又は販売することを目的として発行されるものを除く。

(4) 電子計算組織 電子計算機及び端末装置を使用し、与えられた一連の処理手順に従って事務を自動的に処理する組織をいう。

(5) 個人情報システム 電子計算組織により個人情報を処理する方法をいう。

(8) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(9) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもののうち、公文書に記録されているものをいう。

(10) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された保有特定個人情報をいう。

(11) 開示請求者 保有個人情報の開示の請求をする者をいう。

(12) 開示等請求者 開示請求者又は保有個人情報の訂正若しくは削除（以下「訂正」という。）若しくは利用の停止、消去若しくは提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求する者をいう。

（個人情報保護審議会）

第5条 実施機関の諮問に応じ、第19条に規定する苦情の申出若しくは第20条の2第1項に規定する審査請求に係る審査をし、又は個人情報の保護の推進及び実施機関による個人情報の保護に関する施策について必要な事項を審議し、若しくはこれらの事項について建議するため、立川市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2～11 ……略……

（個人情報の一般的規制）

第6条 ……略……

2 実施機関は、要配慮個人情報の収集等をしてはならない。

(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

（個人情報保護審議会）

第5条 実施機関の諮問に応じ、第19条に規定する苦情の申出若しくは第20条の2に規定する審査請求に係る審査をし、又は個人情報の保護の推進及び実施機関による個人情報の保護に関する施策について必要な事項を審議し、若しくはこれらの事項について建議するため、立川市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2～11 ……略……

（個人情報の一般的規制）

第6条 ……略……

2 実施機関は、次の各号に掲げる事項に関する個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急か

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、要配慮個人情報の収集等を行うことができる。

- (1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (3) 審議会の意見を聴いて市長が職務執行上特に必要であり、かつ、欠くことができないと認めたとき。

（収集の制限）

第8条 ……略……

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人情報を本人以外の者から収集することができる。

(1)～(5) ……略……

3 ……略……

（特定個人情報の収集の制限）

第8条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

（目的外利用等の制限）

第9条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

つやむを得ない理由があるとき及び審議会の意見を聴いて市長が職務執行上特に必要であると認めたときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて収集等をしてはならないと認めた事項

（収集の制限）

第8条 ……略……

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、個人情報を本人以外の者から収集することができる。

(1)～(5) ……略……

3 ……略……

（特定個人情報の収集の制限）

第8条の2 実施機関は、番号法第19条各号の一に該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

（目的外利用等の制限）

第9条 実施機関は、利用目的以外の目的のために自ら個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用又は提供（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。

(1)～(5) ……略……

3 実施機関は、前項第5号の定めにより、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

4 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供するときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、保有特定個人情報を収集した目的の範囲を超えて利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、収集した目的の範囲を超えて保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第9条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

(結合の禁止等)

第10条 実施機関は、個人情報システムを国、他の地方公共団体その他のものの電子計算組織と通信回線により結合してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき又は公益上若しくは市民の福祉増進のため、実施機関が審議会の意見を聴いて必要と認めたときは、この限り

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号の一に該当すると認めるときは、目的外利用等をすることができる。

(1)～(5) ……略……

3 実施機関は、前項第5号の規定により、目的外利用等をしようとする場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をするときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を収集した目的の範囲を超えて利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、収集した目的の範囲を超えて特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の4 実施機関は、番号法第19条各号の一に該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(結合の禁止等)

第10条 実施機関は、個人情報システムを国、他の地方公共団体その他のものの電子計算組織と通信回線により結合してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は公益上若しくは市民の福祉増進のため、実施機関が審議会の意見を聴いて必要と認めたときは、この限り

でない。

2 及び 3

……略……

(適正な維持管理)

第 11 条 実施機関は、個人情報の収集等をする場合は、次の各号に掲げる事項を遵守し、適正な維持管理をしなければならない。

- (1) 保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条から第20条までにおいて同じ。）を最新かつ正確なものとする。
- (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故の防止に努めること。
- (3) 保有の必要がなくなった保有個人情報は、安全な方法により速やかに消去し、又はこれを記録した公文書を廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

(開示を請求する権利)

第 14 条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示（以下「開示」という。）を当該実施機関に請求することができる。

2

……略……

りでない。

2 及び 3

……略……

(適正な維持管理)

第 11 条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条から第20条までにおいて同じ。）の収集等をする場合は、次の各号に掲げる事項を遵守し、適正な維持管理をしなければならない。

- (1) 個人情報を最新かつ正確なものとする。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故の防止に努めること。
- (3) 保有の必要がなくなった個人情報は、安全な方法により速やかに消去し、又はこれを記録した公文書を廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

(開示を請求する権利)

第 14 条 何人も、公文書に記録されている自己の個人情報の開示（以下「開示」という。）を実施機関に請求することができる。

2

……略……

3 実施機関は、次の各号に掲げる個人情報（以下「非開示情報」という。）を除き、開示の請求をしたものに対し、当該個人情報の開示をしなければならない。

- (1) 法令等の規定により開示できないもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導、選考、相談等に関する情報で、

(保有個人情報の開示義務)

第14条の2 実施機関は、開示の請求があったときは、当該開示の請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第14条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。第3号、第4号及び第8号、次条第2項、第17条第6項及び第7項、第20条の3第3号並びに第20条の4において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 法令等の定めるところにより、開示することができないと認められる情報

本人に知らせないことが正当と認められるもの

- (3) 調査、争訟等に関する情報で開示することにより、実施機関の公正又は適正な職務執行が妨げられるおそれがあるもの
- (4) 未成年者の法定代理人による開示の請求がなされた場合であつて、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの
- (5) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、審議会の意見を聴いて開示をしないことを適当と認めたもの
4. 実施機関は、開示の請求に係る個人情報の一部に非開示情報がある場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示の請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方

独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

(5) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(6) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質

上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(8) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この号において「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であつて、第三者における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると求められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。

(部分開示)

第14条の3 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に非開示情

報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示の請求に係る保有個人情報に前条第2号に掲げる情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第14条の4 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。

2 ……略……

（訂正を請求する権利）

第15条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認めるとき又は当該保有個人情報の収集等が適正に行われていないと認めるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。

2 ……略……

（利用停止を請求する権利）

第15条の2 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人

（個人情報の存否情報）

第14条の2 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。

2 ……略……

（訂正を請求する権利）

第15条 何人も、公文書に記録されている自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるとき、又は当該個人情報の収集等が適正に行われていないと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の訂正又は削除（以下「訂正」という。）を請求することができる。

2 ……略……

（利用停止を請求する権利）

第15条の2 何人も、公文書に記録されている自己の個人情報（情報

情報（情報提供等記録を除く。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める保有個人情報の利用停止を請求することができる。

- (1) 第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第8条第1項及び第2項並びに第8条の2の規定に違反して収集されたものであるとき、第9条第1項及び第2項並びに第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第9条第1項、第9条の4又は第10条第1項本文の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- (3) 第11条第3号本文の規定に違反して保存されているとき 当該保有個人情報の消去

2

……略……

（請求の方法）

第16条 開示等請求者は、実施機関に対し、当該開示、訂正又は利用停止の請求に係る保有個人情報の本人（第14条第2項の規定による請求にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを示す書類を提示し、又は提出するとともに、実施機関が定める事項を記載した請求書を提出しなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示等請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示等請求者対

提供等記録を除く。）が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

- (1) 第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第8条第1項及び第2項並びに第8条の2の規定に違反して収集されたものであるとき、第9条第1項及び第2項並びに第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第9条第1項、第9条の4又は第10条第1項本文の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- (3) 第11条第3号本文の規定に違反して保存されているとき 当該個人情報の消去

2

……略……

（請求の方法）

第16条 個人情報の開示、訂正又は利用停止を請求しようとするもの（以下「請求者」という。）は、実施機関に対し、当該開示、訂正又は利用停止の請求に係る個人情報の本人（第14条第2項の規定による請求にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを示す書類を提示し、又は提出するとともに、実施機関が定める事項を記載した請求書を提出しなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参

し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(訂正又は利用停止の請求による一時停止)

第16条の2 実施機関は、前条第1項の規定による訂正又は利用停止の請求があった場合において、当該請求に理由があると認めるときは、次条の規定による決定をするまでの間、当該保有個人情報の適正な保護を確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用又は提供の一時停止をするものとする。ただし、当該一時停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

2 ……略……

(請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、第16条第1項の規定による請求があったときは、請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の可否についての決定（以下「開示等可否決定」という。）をしなければならない。ただし、第16条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 実施機関は、開示等可否決定をしたときは、速やかに書面により開示等請求者に通知しなければならない。この場合において、開示、訂正又は利用停止をしないと決定したときは、その理由を付記しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示等可否決定をすることができないときは、第16条第1項の規定による請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに

考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(訂正又は利用停止の請求による一時停止)

第16条の2 実施機関は、前条第1項の規定による訂正又は利用停止の請求があった場合において、当該請求に理由があると認めるときは、次条の規定による決定をするまでの間、当該個人情報の適正な保護を確保するために必要な限度で、当該個人情報の利用又は提供の一時停止をするものとする。ただし、当該一時停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

2 ……略……

(請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、第16条第1項の規定による請求があったときは、請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る個人情報の開示、訂正又は利用停止の可否についての決定（以下「開示等可否決定」という。）をしなければならない。ただし、第16条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 実施機関は、開示等可否決定をしたときは、速やかに書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、開示、訂正又は利用停止をしないと決定したときは、その理由を付記しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示等可否決定をすることができないときは、第16条第1項の規定による請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに

延長の理由を書面により開示等請求者に通知しなければならない。

4 開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため、第16条第1項の規定による請求があった日の翌日から起算して60日以内にその全てについて開示等可否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示、訂正又は利用停止の請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示等可否決定をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示等可否決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示等請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) ……略……

(2) 残りの保有個人情報について開示等可否決定をする期限

5 実施機関は、開示しないと決定した保有個人情報が、決定した日から1年以内に、非開示情報に該当しなくなり、開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を書面により開示等請求者に通知するものとする。

6 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に開示請求者以外のものに関する情報が含まれている場合は、開示の可否についての決定をするに当たって、当該開示請求者以外のものに対し、開示の請求に係る保有個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

7 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示請求者以外のものが当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定（以下「開示決定」と

延長の理由を書面により請求者に通知しなければならない。

4 開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る個人情報が著しく大量であるため又は当該個人情報の検索に著しく日時を要するため、第16条第1項の規定による請求があった日の翌日から起算して60日以内にその全てについて開示等可否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示、訂正又は利用停止の請求に係る個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示等可否決定をし、残りの個人情報については、相当の期間内に開示等可否決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) ……略……

(2) 残りの個人情報について開示等可否決定をする期限

5 実施機関は、開示しないと決定した個人情報が、決定した日から1年以内に、第14条第3項各号に掲げる非開示情報に該当しなくなり、開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を書面により請求者に通知するものとする。

6 実施機関は、開示の請求に係る個人情報に請求者以外のものに関する情報が含まれている場合は、開示等可否決定に先立ち、当該請求者以外のものに対し、開示の請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

7 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた請求者以外のものが当該個人情報の開示に反対の意思を表示した場合において、開示の決定（以下「開示決定」という。）をするときは、開

いう。)をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも14日間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書（第20条の2及び第20条の3において「反対意見書」という。）を提出したものに對し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

（開示の方法）

第17条の2 保有個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が前条第2項に規定する書面により指定した日時及び場所において行うものとする。ただし、電磁的記録その他これに類するものについては、閲覧、視聴、写しの交付等でその種別及び情報技術の進歩その他の情報化の進展状況を勘案し、別に定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報が記録された公文書を直接開示することにより、当該保有個人情報が記録された公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、当該保有個人情報が記録された公文書の写しにより開示することができる。

3 実施機関が保有個人情報の開示をするため、前条第2項に規定する書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示を請求したものが当該開示に応じない場合に、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の間をおいた日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告をしても、開示を請求したものが正当な理由なくこれに応じないときは、当該開示は適正に行われたものとみなす。

（訂正又は利用停止の請求の処理）

第18条 実施機関は、第16条第1項の規定による訂正又は利用停止の

示決定の日と開示をする日との間に少なくとも14日間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書（第20条の2及び第20条の3において「反対意見書」という。）を提出したものに對し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

（開示の方法）

第17条の2 個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が前条第2項に規定する書面により指定した日時及び場所において行うものとする。ただし、電磁的記録その他これに類するものについては、閲覧、視聴、写しの交付等でその種別及び情報技術の進歩その他の情報化の進展状況を勘案し、別に定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、開示の請求に係る個人情報が記録された公文書を直接開示することにより、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、当該個人情報が記録された公文書の写しにより開示することができる。

3 実施機関が個人情報の開示をするため、前条第2項に規定する書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示を請求したものが当該開示に応じない場合に、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の間をおいた日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告をしても、開示を請求したものが正当な理由なくこれに応じないときは、当該開示は適正に行われたものとみなす。

（訂正又は利用停止の請求の処理）

第18条 実施機関は、第16条第1項の規定による訂正又は利用停止の

請求が正当であるときは、速やかに保有個人情報の訂正又は利用停止をしなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第18条の2 実施機関は、前条の規定により保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7項に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(苦情の申出)

第19条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の取扱いについて苦情があるときは、当該実施機関に対して書面により申出をすることができる。

2 ……略……

(審議会への諮問)

第20条の2 開示等可否決定又は開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る不作為について審査請求があつた場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、審議会に諮問し、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) ……略……

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部の開示、訂正又は利用停止をすることとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）

2 ……略……

(諮問をした旨の通知)

請求が正当であるときは、速やかに個人情報の訂正又は利用停止をしなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第18条の2 実施機関は、前条の規定により個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7項に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(苦情の申出)

第19条 何人も、実施機関が行った自己の個人情報の取扱いについて苦情があるときは、当該実施機関に対して書面により申出をすることができる。

2 ……略……

(審議会への諮問)

第20条の2 開示等可否決定又は開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る不作為について審査請求があつた場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、審議会に諮問し、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) ……略……

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部の開示、訂正又は利用停止をすることとする場合（当該個人情報の開示について請求者以外のものから反対意見書が提出されているときを除く。）

2 ……略……

(諮問をした旨の通知)

第20条の3 前条の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次の各号に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) ……略……
- (2) 開示等請求者（開示等請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した開示請求者以外のもの（当該開示請求者以外のものが審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条の4 第17条第7項の規定は、次の各号に掲げる裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する開示請求者以外のものからの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示等可否決定（開示の請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の開示をする旨の裁決（開示請求者以外のものである参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査請求に係る調査）

第20条の5 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示等可否決定に係る保有個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された公文書の開示を求めることはできない。

第20条の3 前条の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次の各号に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) ……略……
- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した請求者以外のもの（当該請求者以外のものが審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条の4 第17条第7項の規定は、次の各号に掲げる裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する請求者以外のものからの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示等可否決定（開示の請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報の開示をする旨の裁決（請求者以外のものである参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査請求に係る調査）

第20条の5 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示等可否決定に係る個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書の開示を求めることはできない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示等可否決定に係る保有個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 ……略……

(提出資料の閲覧等)

第20条の7 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審議会は、開示等請求者以外のものの利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2及び3 ……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示等可否決定に係る個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 ……略……

(提出資料の閲覧等)

第20条の7 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審議会は、請求者以外のものの利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2及び3 ……略……